

令和元年6月定例会 総務委員会（事前）

令和元年6月14日（金）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（15時21分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（提出予定議案，（肉付け）補正予算案の概要，説明資料）

- 議案第1号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第12号 徳島県税条例等の一部改正について
- 議案第13号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 報告第2号 平成30年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第8号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

久山経営戦略部長

6月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の令和元年6月徳島県議会定例会提出予定議案、1枚物により御説明させていただきます。

今回提出いたします案件は、議案20件及び報告9件でございます。

その内訳は、予算案が第1号から第8号までの8件、条例案が第9号から第19号までの11件、その他の議案が第20号の1件、報告につきましては第1号から第9号までの9件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案といたしましては、人事委員会委員及び公安委員会委員に係る人事案件について、閉会日に提出させていただきたいと考えております。

それでは、議案の順序に従い、順次、御説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の令和元年度6月（肉付け）補正予算（案）の概要を御覧いただきたいと思います。

1ページを御覧ください。

令和元年度の当初予算は、統一地方選挙がございましたことから、骨格予算として編成いたしました。このため、今回の6月補正予算において、肉付けを行い、通年予算となるものでございます。

6月（肉付け）補正予算の規模は、1ページのBに記載のとおり、一般会計で101億7,600万円であり、当初（骨格）予算Aの4,844億2,800万円と今回の6月（肉付け）補正

予算を合わせた本年度予算総額は、Cの4,946億400万円となり、前年度当初予算Dより、約75億円増の1.5パーセントの伸びを確保し、10年連続となる増額予算となっております。

2ページをお開きください。

歳入の款別内訳につきまして、御説明申し上げます。

04の地方特例交付金につきましては、子ども・子育て支援臨時交付金の創設に伴う増などにより、補正後ベースで15億5,100万円を計上しております。

05の地方交付税につきましては、地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度比1.0パーセント増の1,445億円を計上しております。

09の国庫支出金につきましては、地方大学・地域産業創生交付金の増などにより、前年度比5.9パーセント増の632億6,995万2,000円を計上しております。

12の繰入金につきましては、交通網整備利用促進基金繰入金の増などにより、前年度比1.2パーセント増の882億2,043万9,000円を計上しております。

15の県債につきましては、臨時財政対策債の発行の減などにより、前年度比0.4パーセント減の538億4,200万円を計上しております。

次に、3ページを御覧ください。

目的別歳出につきまして、御説明申し上げます。

02の総務費につきましては、地方大学・地域産業創生事業の増などにより、前年度比10.1パーセント増の271億4,761万5,000円を計上しております。

03の民生費につきましては、児童保護措置費の増などにより、前年度比3.9パーセント増の643億5,193万円を計上しております。

04の衛生費につきましては、阿南医療センター整備支援事業の減などにより、前年度比11.5パーセント減の253億1,459万8,000円を計上しております。

06の農林水産業費につきましては、公共事業の増などにより、前年度比0.9パーセント増の317億9,470万8,000円を計上しております。

07の商工費につきましては、ふるさと起業家支援プロジェクトの増などにより、前年度比0.5パーセント増の659億4,588万2,000円を計上しております。

08の土木費につきましては、公共事業の増などにより、前年度比6.4パーセント増の527億98万7,000円を計上しております。

10の教育費につきましては、県立学校施設長寿命化推進事業の増などにより、前年度比0.4パーセント増の846億2,487万7,000円を計上しております。

続きまして4ページをお開きください。

性質別歳出でございます。

扶助費につきましては、児童保護措置費の増などにより、前年度比4.4パーセントの増となっております。

公債費につきましては、財政構造改革を推進し、県債発行の抑制に努めてきた結果、前年度比1.1パーセントの減となっております。

投資的経費につきましては、公共事業の増などにより、前年度比5.3パーセントの増となっております。

維持補修費につきましては、道路維持修繕費の増などにより、前年度比19.3パーセント

の増となっております。

資料5ページには、特別会計の状況につきまして記載しております。

恐れ入りますが、もう一度、1枚物の提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして、御説明いたします。

第9号の条例改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（手数料標準令）の一部改正に伴い、危機管理部関係の手数料の額の適正化を図るものでございます。

第10号の条例改正につきましては、水道法施行令の一部改正に伴い、所要の整理を行うものでございます。

第11号の条例改正につきましては、徳島県総合計画審議会の委員を増員することとし、定数を44人以内とするものでございます。

第12号の条例改正につきましては、地方税法の一部が改正され、自動車税の種別割に係る標準税率の引下げが行われたこと等に伴い、所要の整備を行うものでございます。

第13号の条例改正につきましては、地域経済牽引事業の促進に関する法律の省令が一部改正されたことに伴い、不動産取得税の課税免除の要件について、所要の整備を行うものでございます。

第14号の条例改正につきましては、手数料標準令の一部改正に伴い、保健福祉部関係の手数料の額の適正化を図るものでございます。

第15号の条例改正につきましては、民生委員の任期満了に伴う改選に当たり、民生委員の適正な配置を図るため、市町村の区域ごとの民生委員の定数を改めるものでございます。

第16号の条例改正につきましては、手数料標準令の一部改正に伴い、商工労働観光部関係の手数料の額の適正化を図るものでございます。

第17号の条例改正につきましては、組織再編に伴い、手数料に係る関係条例について、所要の整理を行うものでございます。

第18号の条例改正につきましては、手数料標準令の一部改正に伴い、県土整備部関係の手数料の額の適正化を図るものでございます。

第19号の条例改正につきましては、手数料標準令の一部改正に伴い、警察本部関係の手数料の額の適正化を図るものでございます。

第20号の徳島県男女共同参画基本計画（第4次）の策定につきましては、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により、議決をお願いするものでございます。

続きまして、報告案件でございます。

報告第1号、平成30年度徳島県継続費繰越計算書につきましては、一般会計1件で、金額は1億3,206万3,680円となっております。

報告第2号、平成30年度徳島県繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計125件、特別会計3件の計128件で、合計金額は403億6,594万7,580円となっております。

報告第3号、平成30年度徳島県事故繰越し繰越計算書につきましては、一般会計1件、特別会計1件の計2件で、合計金額は3,617万2,000円となっております。

報告第4号、平成30年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書につきましては、1件で、

金額は3,510万3,000円となっております。

報告第5号、平成30年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書につきましては、5件で、合計金額は2億9,486万9,724円となっております。

報告第6号、平成30年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書につきましては、3件で、合計金額は6億4,582万4,932円となっております。

報告第7号、平成30年度徳島県駐車場事業会計予算繰越計算書につきましては、2件で、合計金額は2,249万138円となっております。

報告第8号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、8件で、合計金額は299万8,365円となっております。

報告第9号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、9件で、合計金額は138万5,698円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきましては、お手元の総務委員会説明資料、横長の資料により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、条例案2件、報告2件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、（1）歳入歳出予算のア、総括表の一番下、総計欄の左から二つ目でございますが、今回の補正額が、諸局を含めまして12億3,280万9,000円でございます。

補正後の合計額は、その右隣ですが1,168億4,575万2,000円となっております。

次に2ページをお開きください。

課別主要事項でございますが、秘書課につきましては、新機軸の広報展開といたしまして、県政情報の海外への発信や新たな広報番組の制作に要する経費の補正となっております。

総務課につきましては、本県私立学校の振興に資するための経費の補正となっております。

3ページを御覧ください。

人事課につきましては、働き方改革推進事業に要する経費の補正となっております。

職員厚生課につきましては、福利施設の修繕に要する経費の補正となっております。

4ページをお開きください。

管財課につきましては、万代庁舎スマートリノベーション事業などに要する経費の補正となっております。

5ページを御覧ください。

税務課につきましては、県税システム・スマート化推進事業などに要する経費の補正となっております。

6ページをお開きください。

スマート県庁推進課につきましては、AIを活用した全庁総合FAQシステム構築事業に要する経費の補正となっております。

監察局監察評価課につきましては、とくしま丸ごとAIコンシェルジュ（仮称）事業に

要する経費の補正となっております。

7ページを御覧ください。

監察局法人検査課につきましては、法人会計等検査体制強化事業に要する経費の補正となっております。

8ページをお開きください。

出納局会計課につきましては、シームレスなスマート会計実装事業に要する経費の補正となっております。

議会事務局につきましては、議会の運営に要する経費の補正となっております。

9ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る債務負担行為についてでございますが、管財課は万代庁舎給排水衛生設備改修工事請負等契約，税務課は県税システム・スマート化推進事業業務委託契約，そして、スマート県庁推進課は人事給与システム再開発等事業業務委託契約につきまして、それぞれ限度額の欄に記載した額の債務負担行為を設定するものでございます。

10ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る地方債の追加を、次の11ページでは、一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

12ページをお開きください。

2、その他の議案等の（1）条例案につきましては、12ページから14ページに記載の2件でございます。内容につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

15ページを御覧ください。

（2）専決処分 of 報告についてでございますが、アの職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきましては、記載のとおり5件の報告をさせていただくものでございます。

1件目が、勝浦郡勝浦町在住の方と賠償金94万6,657円で和解したものでございます。その内容は、平成28年7月7日に県車両の前方を走行していた相手車両が停止した際、後方から追突したものでございます。

2件目が、徳島市在住の方と賠償金106万9,717円で和解したものでございます。その内容は、平成30年2月16日に県車両の同乗者が降車の際、開けたドアが後方から走行してきた相手自転車に接触したものでございます。

3件目が、徳島市在住の方と賠償金11万4,000円で和解したものでございます。その内容は、平成30年5月9日に県車両のドアを開けた際、風にあおられ、隣に駐車中の相手車両に接触したものでございます。

4件目が、板野郡藍住町在住の方と賠償金50万9,256円で和解したものでございます。その内容は、平成30年11月15日に渋滞で停止中の相手車両に、県車両が後方から追突したものでございます。

5件目が、徳島市在住の方と賠償金14万8,257円で和解したものでございます。その内容は、平成30年12月3日に県車両が駐車のためバックした際、後方に駐車していた相手車両に接触したものでございます。

職員の安全運転や交通法規の遵守につきましては、主管課副課長会議におきましても注意喚起を行ったところであり、今後とも事故防止に向け、しっかりと取り組んでまいりま

す。

続きまして、16ページをお開きください。

平成30年度繰越明許費繰越計算書についてでございますが、職員厚生課所管の福利施設等管理費及び管財課所管の万代庁舎等管理費におきまして、計画に関する諸条件により年度内完成が見込めなくなったことなどから、やむを得ず繰り越したもので、平成31年2月議会で議決を頂いた繰越明許費の範囲内において、繰越額の確定をしたものでございます。

今後とも、事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 岡田委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 岩丸委員

まず、米軍機の低空飛行についてお伺いをいたします。

本年度4月以降に、低空飛行についての目撃情報が相次いでいるというふうにお聞きをしておりますが、回数や場所、またその状況を確認したいので御報告いただきたい。

#### 臼杵総務課長

米軍機の低空飛行に関してでございます。

本年度の目撃情報でございますが、本年度5月末現在、県内で14回の米軍機と見られます目撃情報が寄せられているところでございます。過去の目撃情報と比較いたしますと、平成30年度は1年間で19回、平成29年度は1年間で12回という状況でございました。今後の状況にもよりますが、多い状況と捉えているところでございます。

目撃の多いエリアといたしましては、県南部の牟岐町や海陽町、那賀町、また三好市におきましても目撃情報がございまして、いわゆるオレンジルートといわれますエリアでの目撃が多くなっています。

具体的な目撃情報の内容といたしましては、町の役場の職員が目撃したり、住民の方が目撃して役場などに通報し、私ども県に報告があるというふうな形でございます。

あわせて、平成26年度から牟岐町と海陽町の両役場に設置しております騒音測定器から得られました騒音情報につきましても、御報告を頂いているところでございます。

特に、4月中旬の目撃につきましては、牟岐町役場の測定器では104デシベルという、測定開始以来の最大の騒音となったところでございます。また、住民の方からは、会話が聞こえないほどの音であった、山肌ぎりぎりの高さを飛んでいたという状況につきましても情報があつたところでございます。

## 岩丸委員

今の御報告で、本年度は2か月で14回と、去年や一昨年にくらべたら相当多いのではないかと思います。また、104デシベルであったり、山肌ぎりぎりというような超低空飛行をしているということで、住民の方も大変不安を感じているのではないかと思います。このことに対して、県はどのような対応をとっているのでしょうか。

## 臼杵総務課長

県として、どのような対応をしているかについてでございます。

県に米軍機と見られます低空飛行の情報があった場合には、その都度、外務省、防衛省に対しまして情報を報告いたしますとともに、米軍機かどうかの確認を依頼することとしております。

また、米軍機であった場合には、低空飛行の中止について対応をされますよう要請しているところでございます。

また、先ほどもございましたが、本年度、米軍機が目撃情報が続いたことを受けまして、先週6月7日に、中国四国防衛局に対しまして要請を行ったところでございます。

内容といたしましては、本県上空で住民に不安や懸念を抱かせるような米軍機の低空飛行訓練が実施されないように対処いただきたいということ。事前に可能な限り、詳細な飛行訓練に関する情報を把握し、提供していただきたいということ。そして、米軍機による騒音の実態を十分把握するために、国の責任において本県に騒音測定装置を設置することにつきまして、私自身、要望書を持参いたしまして改めて要請を行ったところでございます。中国四国防衛局からは、住民への影響を最小限にするよう米軍に求めていくという回答があったところでございます。

今後とも、こうした要請はしっかりと行ってまいりたいと考えております。

## 岩丸委員

これまでも、国に対してそういった訓練の中止であったり、いろいろなことの要請を行っているところでございますが、先ほど御報告いただいた目撃情報の中では、過去最大の騒音であったり、大変低い山肌ぎりぎりの低空飛行というようなことがあるようでございます。

特に、万が一の甚大な被害につながるような低空飛行があった場合に、こうした地域の住民から寄せられた情報等々については、もっと多くの、より詳しい情報について把握されて、今後とも、引き続き国に対して具体的に、そして粘り強く、また強く訴えていくべきであると考えておりますが、今後どのようにお考えでしょうか。

## 臼杵総務課長

騒音や低空飛行の情報があった場合に、引き続き国に対し強く訴えていくべきではないかという御質問でございます。

国に対しましては、先ほども申しましたけれども、これまでも様々な機会を捉えまして要請してきたところでございます。その際には、騒音などの目撃情報も御説明してきたと

ころでございます。引き続き、県民の皆様から提供されました目撃情報につきましては、しっかりと国に対しまして説明をしてまいりたいと考えております。

また、委員がおっしゃいましたように、特に低空飛行は万が一の事故などの甚大な被害につながるものでございます。今後、県民の皆様から寄せられました低空飛行の情報につきまして、できる限り具体的な形で国に対して説明をしまして、本県の状況を訴えてまいりたいと考えております。

#### 岩丸委員

是非、そういった米軍機の飛行訓練、特に低空飛行、これらについては、特に地域住民の安全安心のためにも大変心配される、また憂慮される事案になると考えております。

どうか県におかれては、引き続き国に対して強く要請を続けていただきたい。少しでも県民の皆さん、またそこにお住まいの住民皆さんのために、しっかりと取り組んでいただきたいと要望して終わります。

#### 達田委員

私も、今おっしゃいました低空飛行の問題ですけれども、先日、海陽町でアマチュアの写真家の方がちょうどチョウチョウを撮影しておりました時に、米軍機が飛んできたということで、連写で9枚の写真を撮りました。非常に低空を飛んでいたということで、私どもも、これは日米で合意している高度より低いのではないかと、岡山県にございます低空飛行解析センターに来ていただいて、現地で調査をしていただきました。

その結果、先日、こういう高度であったであろうということが出まして、一番低い所で98メートルというようなことが出ております。人家がある所では300メートル、そして人家がない所では150メートルというようなことで、合意されていたにもかかわらず、こういうふうな飛び方がされているわけです。

これまで、そういうふうな飛び方をしているところを目撃しても、写真を写すようなことができなかったわけです。余りにも速いということで、スマホなんかではとても撮れないような状況で、たまたま写真家の方が非常に良いカメラを持っておられて撮ったということで、その写真から解析をしていただいたわけです。これは、新聞にも載りましたので、写真を御覧になっていると思います。

そして、こういう状況が出ましたので知事宛に、やはりこれは高度の面でも非常に危ないことをやっているのではないかとということで、すぐさま国に対して申入れをしていただきたい、やめてもらいたいということで申入れをさせていただいたのですけれども、その後、対応はどのようにされたのでしょうか。

#### 臼杵総務課長

先般6月10日でございますけれども、海陽町におけます米軍機の低空飛行に関する飛行高度の調査につきまして、その資料を私ども頂いたところでございます。委員からもお話がございましたけれども、本年5月22日に海陽町で、地元の方が撮影されました米軍機と見られます低空飛行の連続写真を元にしまして、後日測量などが行われ、飛行の高度を推定されたというものでございます。

頂いた資料では、機体が米軍機に見られるということですか、推定高度が航空法で規定されました最低安全高度以下であったのではないかとということが推計されたものでございました。海陽町の方が撮影されました写真のデータを元に調査推計された資料でございます。先ほど、岩丸委員の御質問にもお答えしましたように、県民の皆様から寄せられる低空飛行の情報について、国に対し説明をしまして、本県の状況を訴えてまいりたいとお答えさせていただいたところでございます。お話のありました資料につきましても、県民の皆様から提供された情報の一つとしまして、国に対しまして報告をしたいと思っております。

達田委員

このことについては、もう既に申入れをしていただいているのですか、これからするのですか。

臼杵総務課長

今後、この資料につきまして、国に報告をしたいと思っております。

達田委員

速やかに申入れしていただいて、こういう危ない飛行を二度としないように言っていただきたい。

それから、今までに目撃情報等いろいろ寄せられておりますけれども、県が把握している回数と地元住民の方が把握している回数とでは、少し誤差があるんです。全部は把握できてないかと思うのですけれども、その都度、米軍機でなかったかどうかということをお問い合わせはされているのでしょうか。

臼杵総務課長

私どもに、米軍機の低空飛行に関する目撃情報が寄せられますと、先ほど申しましたように、国に対しまして米軍機かどうかの確認を依頼しますとともに、米軍機であった場合には、本県における低空飛行をやめるよう要請をしているところでございます。

達田委員

要請をしました結果、どのような返事を頂いているのでしょうか。

臼杵総務課長

国からは、後日となりますけれども回答がございまして、米軍機かどうかの確認につきましては、自衛隊機の該当がなく米軍機によるものであった可能性が高いということ。そして、本県が訴えた状況を踏まえていただきまして、国から住民の方々には与える影響を最小限にとどめるように米軍側に求めていくという回答がございました。

達田委員

米軍からの返事はあったのですか。

臼杵総務課長

米軍からの返事があったかどうかでございますけれど、私どもは、国に対しまして要請しているところでございます、私どもへの回答は、国からもたらされるものでございます。

達田委員

これまでに幾つかの事故、大事故が起きております。こういう中で、こういう非常に危険な飛び方をされたのでは、いつ大惨事になるか分からないということで、非常に皆さん心配しているわけです。

そして、高齢者の皆さんにとりましては、戦時中でもないのに何でこんな飛行機が飛ぶのかと、昔を思い出し恐怖感を覚えておられるというような方が非常に多いわけです。

ですから、独立国である日本の空を我が物顔で戦闘の訓練をするというようなこと自体、本当にやめていただきたいということを、しっかりと申入れしていただきたいとお願ひしておきたいと思っております。

臼木委員

専決処分についてお尋ねしたいのですが、説明資料を見せていただいたら、全ての過失割合について、100パーセント県職員が悪いみたいに感じます。

県の車両について、任意保険は入っているのですか。

それと、運行管理者制度について、私は、バス会社で運行管理をしていた経験もあるのですが、運行管理者たる者は、たくさんの方が公用車を利用するわけですから、車両の点検や乗務する皆さんの身体の点検などをされているような状況ですか。

初心者でもこのような事故はないと思っております。こんな状態で追突するはずもないし、過失割合はほとんど100パーセントに近い、どうですか。

坂東管財課長

専決処分についてですけれども、専決処分なのでこちらのほうに過失があつて、相手方に示談に基づく賠償金を払うということの一覧になるわけでございます。

まず、1点目の任意保険につきましては、昔は県の財源のみで対処していたところですが、任意保険については平成14年2月から物損関係の任意保険に加入しております。平成19年からは、対人賠償保険にも加入しているところでございます。平成30年度の任意保険料は、約500万円だったと思っております。

それから、車両の管理については、分散管理ということで各課の所属の所属長が責任者として管理しているところでございます。

管財課といたしましても、やはり県職員が運行する県車両による交通事故に関しましては、交通安全のリーダー役として努めなくてはならず、県として不本意なことなので、事故防止に徹底して取り組んでいかなければならないと重々認識しております。

そのため、交通事故については、職員が安全確認を十分にすることが大原則でありまして、そういった中で、各所属の安全運転管理者に対する研修や事故が起こった所属の所属

長に対しての交通規範の徹底，それから運転で事故を起こした職員や新規採用職員に対しての運転適性検査の受検指導，もちろん所属職員への安全研修の実施，そういったものに県として取り組んでいるところです。

そのあたりを一生懸命しっかり行いまして，交通安全を徹底して，これらの県車両による事故をゼロに近づけていきたい，努力していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

臼木委員

公用車は，1日にどれぐらいの台数を利用されているのですか。

県職員や県警察としては，模範のドライバーにならないといけないのではないですか。本当に，初心者でもこのような事故は起こさないとしますよ。これは，しっかりと取り組んでほしい。

坂東管財課長

すみません，1日にどのぐらいの数が出ているかというのは手元にないのですが，県車両の総台数は，今現在で883台抱えております。万代庁舎で173台，各総合県民局で647台，教育委員会や議会等で63台，計883台を抱えております。

委員がおっしゃいましたとおり，やはり事故の中には，日頃からきちんと注意して安全に心掛けていけば起こってない事故が大多数なので，しっかりと安全対策に，所属長を通じて取り組むように，今後とも働き掛けて努力したいと考えております。

臼木委員

内容を見たら，お恥ずかしい事故内容です。バスやタクシーでも5台以上は運行管理者を置いて管理し，朝に酒気帯びがないかなど，きちんとした点検を全部しています。県として，課に任すのではなく，これだけの台数もありいろいろするのだったら，きちんとした管理を，管理不十分がゆえに，こういうような初歩的な事故が起きた。プロフェッショナル的に運行しなければならないと思いますので，しっかりとした教育が必要だと思います。

任意保険は，それだけの台数があったら収支で，掛けたほうがいいのか，損を払うのがいいのか，その関係でそういうように切り替えているのだらうと思うのですが，しっかりとした指導，教育をしていただきたいと思います。

岡田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

次に，当委員会の県外視察についてでございますが，ただいまの予定といたしましては，8月19日から21日までの3日間の日程で，東北方面を計画しておりますので，よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、御異議がなければ、そのように決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

ありがとうございます。なお、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等の希望がございましたら、早い段階で正副委員長まで御提案いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（16時00分）